

2024.12.20

田村まみ参議院議員(組織内)、伴野豊衆議院議員(準組織内)

国民民主党・立憲民主党

薬価の「中間年改定廃止法案」を衆議院に共同提出



伴野豊衆議院議員(左)、田村まみ参議院議員(右から2人目)

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案

【通称：医薬品不足を解消するための中間年改定廃止法案】

背景

- 医療用医薬品の価格は、「薬価」と呼ばれ、厚生労働省が定める「公定価格」である。
- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、従前、薬価の見直し(薬価改定)は、診療報酬改定に合わせて2年に1回行われてきた。
- しかしながら、平成28年の4大臣決定を契機として、診療報酬改定のない年にも、価格乖離の大きな品目を対象に薬価改定が行われており(いわゆる「中間年改定」)、それまでの2年に1度行われていた薬価改定と比較して、薬価の急激な引下げが行われている。
- この結果、今では1錠10円未満の薬もあり、製薬会社の経営悪化、賃金競争力の低下による離職者の増加といった事態を招いている。また、医療費が膨張する中、医療機関への診療報酬を確保するため、薬価は削られやすい傾向にあることが、昨今の薬不足の要因の一つにもなっている。

趣旨

- こうした状況を放置しておけば、**薬の安定供給や新薬の研究開発に悪影響を与えることとなり、国民の命と健康を守るための対策を急がなければならない。**
- 現在、薬価の改定時期や薬価の改定の際に考慮すべき要素などは法律に定められておらず、これらは厚生労働大臣の裁量に委ねられている。
- 国民に品質の高い医薬品を安定して供給できるようにするため、早急に法律を改正し、**薬価引下げの要因となっている中間年改定を廃止する必要がある。**

概要

- **診療報酬の基準は2年ごとに必要な改定を行うことを原則とすることを法律上明確化する。**
- 慣例で2年に1回行われている診療報酬改定を法律に位置付けることにより、**薬価の中間年改定や市場拡大再算定などの随時の改定はあくまで通常改定に対する例外的な改定であることを明確化する。**

施行日：公布の日

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 健康保険法の一部改正

療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣の定めは、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とすること。

(第七十六条第一項関係)

第二 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準は、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とすること。

(第七十一条第一項関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)